二　燃費評価実施要領第三条に規定する十・十五モード燃費値が同条第一号に規定する平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十二を乗じて得た数値以上であること並びに当該自動車に係る自動車検査証に次項に定める方法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていないこと及び当該自動車が平成二十二年度燃費基準三十二パーセント向上達成車、平成二十二年度燃費基準三十八パーセント向上達成車、平成二十二年度燃費基準四十四パーセント向上達成車、平成二十二年度燃費基準五十パーセント向上達成車又は平成二十二年度燃費基準五十七パーセント向上達成車であることが記載されていること。

第四十条の四第四十三項を同条第四十六項とし、同条第四十二項を削り、同条第四十一項中「第九十条の十二第四項第二号ニ」を「第九十条の十二第四項第三号ハ」に改め、「要件」の下に「（平成二十八年軽油重量車基準に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。）」を加え、同項第一号中「定める」の下に「窒素酸化物及び粒子状物質の」を加え、「特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定している」を「低排出ガス車認定を受けたものである」に改め、同項第二号中「（当該」を「及び当該」に、「自動車に限る。）」を「こと」に改め、同項を同条第四十五項とし、同条第四十項を削り、同条第三十九項中「第九十条の十二第四項第二号ロ」を「第九十条の十二第四項第三号ロ」に、「（当該」を「で当該」に、「自動車に限る。）」を「もの」に改め、同項を同条第四十四項とし、同条第三十八項中「第九十条の十二第四項第二号イ」を「第九十条の十二第四項第三号イ」に改め、「要件」の下に「（平成三十年軽油軽中量車基準に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。）」を加え、同項第一号中「(3)」の下に「の窒素酸化物及び粒子状物質の欄」を加え、「特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定している」を「低排出ガス車認定を受けたものである」に改め、同項第二号中「（当該」を「及び当該」に、「自動車に限る。）」を「こと」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第三十七項中「第九十条の十二第四項第一号ハ」を「第九十条の十二第四項第一号ニ」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　次に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ次に定める要件に該当すること。

イ　平成三十年軽油軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車であること。

ロ　平成十七年揮発油軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

第四十条の四第三十七項第二号中「（当該」を「及び当該」に、「自動車に限る。）」を「こと」に改め、同項を同条第四十一項とし、同項の次に次の一項を加える。

42　法第九十条の十二第四項第二号に規定する石油ガス自動車で財務省令で定めるものは、次の各号に掲げる要件に該当する自動車とする。

一　次に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ次に定める要件に該当すること。

イ　平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ　平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二　平成三十二年度燃費基準達成レベルが百以上百十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成三十二年度燃費基準達成車であることが記載されていること。

第四十条の四第三十六項中「第九十条の十二第四項第一号ロ」を「第九十条の十二第四項第一号ハ」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　次に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ次に定める要件に該当すること。

イ　平成三十年揮発油軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ　平成十七年揮発油軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

第四十条の四第三十六項第二号中「（当該」を「及び当該」に、「自動車に限る。）」を「こと」に改め、同項を同条第四十項とし、同条第三十五項中「第九十条の十二第四項第一号イ」を「第九十条の十二第四項第一号ロ」に改め、「乗用自動車又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　次に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ次に定める要件に該当すること。

イ　平成三十年揮発油軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(2)から(4)までに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ　平成十七年揮発油軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(2)から(4)までに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

第四十条の四第三十五項第二号中「で平成三十二年度燃費基準達成レベルが百未満（車両総重量が二・五トン以下の乗合自動車又は貨物自動車にあつては、平成二十七年度燃費基準達成レベルが百五以上百十五未満）を「百十五未満」に、「（当該」を「及び当該」に、「、平成二十七年度燃費基準十パーセント向上達成車又は平成二十七年度燃費基準二十パーセント向上達成車」を「又は平成二十七年度燃費基準十パーセント向上達成車」に、「自動車に限る。）」を「こと」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十三項中「第九十条の十二第三項第二号ニ」を「第九十条の十二第三項第三号ハ」に改め、「要件」の下に「（平成二十八年軽油重量車基準に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。）」を加え、同項第一号中「定める」の下に「窒素酸化物及び粒子状物質の」を加え、「特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定している」を「低排出ガス車認定を受けたものである」に改め、同項第二号中「（当該」を「及び当該」に、「自動車に限る。）」を「こと」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十二項中「第九十条の十二第三項第一号ロ」を「第九十条の十二第三項第二号ロ」に改め、「乗用自動車又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　次に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ次に定める要件に該当すること。

イ　平成三十年揮発油軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ　平成十七年揮発油軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

第四十条の四第三十一項中「第九十条の十二第三項第一号ロ」を「第九十条の十二第三項第二号ロ」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　次に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ次に定める要件に該当すること。

イ　平成三十年揮発油軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ　平成十七年揮発油軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

第四十条の四第三十項中「第九十条の十二第三項第一号イ」を「第九十条の十二第三項第二号イ」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　次に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ次に定める要件に該当すること。

イ　平成三十年揮発油軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ　平成十七年揮発油軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

第四十条の四第二十九項中「第九十条の十二第三項第一号ロ」を「第九十条の十二第三項第二号ロ」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　次に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ次に定める要件に該当すること。

イ　平成三十年揮発油軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ　平成十七年揮発油軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

第四十条の四第二十八項中「第九十条の十二第三項第一号イ」を「第九十条の十二第三項第二号イ」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　次に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ次に定める要件に該当すること。

イ　平成三十年揮発油軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ　平成十七年揮発油軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

第四十条の四第二十七項中「第九十条の十二第二項第二号ロ」を「第九十条の十二第三項第一号ロ」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　次に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ次に定める要件に該当すること。

イ　平成三十年揮発油軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ　平成十七年揮発油軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

第四十条の四第二十六項中「第九十条の十二第二項第一号イ」を「第九十条の十二第三項第一号イ」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　次に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ次に定める要件に該当すること。

イ　平成三十年揮発油軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ　平成十七年揮発油軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

第四十条の四第二十五項中「第九十条の十二第二項第一号ロ」を「第九十条の十二第二項第二号ロ」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　次に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ次に定める要件に該当すること。

イ　平成三十年揮発油軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ　平成十七年揮発油軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

第四十条の四第二十四項中「第九十条の十二第二項第一号イ」を「第九十条の十二第二項第二号イ」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　次に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ次に定める要件に該当すること。

イ　平成三十年揮発油軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ　平成十七年揮発油軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

第四十条の四第二十三項中「第九十条の十二第二項第一号ロ」を「第九十条の十二第二項第二号ロ」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　次に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ次に定める要件に該当すること。

イ　平成三十年揮発油軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ　平成十七年揮発油軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

第四十条の四第二十二項中「第九十条の十二第二項第一号イ」を「第九十条の十二第二項第二号イ」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　次に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ次に定める要件に該当すること。

イ　平成三十年揮発油軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ　平成十七年揮発油軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

第四十条の四第二十一項中「第九十条の十二第一項第一号ロ」を「第九十条の十二第二項第一号ロ」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　次に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ次に定める要件に該当すること。

イ　平成三十年揮発油軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ　平成十七年揮発油軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

第四十条の四第二十項中「第九十条の十二第一項第一号イ」を「第九十条の十二第二項第一号イ」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　次に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ次に定める要件に該当すること。

イ　平成三十年揮発油軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ　平成十七年揮発油軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

第四十条の四第十九項中「第九十条の十二第一項第一号ロ」を「第九十条の十二第二項第一号ロ」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　次に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ次に定める要件に該当すること。

イ　平成三十年揮発油軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ　平成十七年揮発油軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

第四十条の四第十八項中「第九十条の十二第一項第一号イ」を「第九十条の十二第二項第一号イ」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　次に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ次に定める要件に該当すること。

イ　平成三十年揮発油軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ　平成十七年揮発油軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

第四十条の四第十七項中「第九十条の十二第一項第一号ロ」を「第九十条の十二第二項第一号ロ」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　次に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ次に定める要件に該当すること。

イ　平成三十年揮発油軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ　平成十七年揮発油軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

第四十条の四第十六項中「第九十条の十二第一項第一号イ」を「第九十条の十二第二項第一号イ」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　次に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ次に定める要件に該当すること。

イ　平成三十年揮発油軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ　平成十七年揮発油軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

第四十条の四第十五項中「第九十条の十二第一項第一号ロ」を「第九十条の十二第二項第一号ロ」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　次に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ次に定める要件に該当すること。

イ　平成三十年揮発油軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ　平成十七年揮発油軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

第四十条の四第十四項中「第九十条の十二第一項第一号イ」を「第九十条の十二第二項第一号イ」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　次に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ次に定める要件に該当すること。

イ　平成三十年揮発油軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ　平成十七年揮発油軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

第四十条の四第十三項中「第九十条の十二第一項第一号ロ」を「第九十条の十二第二項第一号ロ」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　次に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ次に定める要件に該当すること。

イ　平成三十年揮発油軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ　平成十七年揮発油軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

第四十条の四第十二項中「第九十条の十二第一項第一号イ」を「第九十条の十二第二項第一号イ」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　次に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ次に定める要件に該当すること。

イ　平成三十年揮発油軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ　平成十七年揮発油軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

第四十条の四第十一項中「第九十条の十二第一項第一号ロ」を「第九十条の十二第二項第一号ロ」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　次に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ次に定める要件に該当すること。

イ　平成三十年揮発油軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ　平成十七年揮発油軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

第四十条の四第十項中「第九十条の十二第一項第一号イ」を「第九十条の十二第二項第一号イ」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　次に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ次に定める要件に該当すること。

イ　平成三十年揮発油軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ　平成十七年揮発油軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

第四十条の四第九項中「第九十条の十二第一項第一号ロ」を「第九十条の十二第二項第一号ロ」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　次に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ次に定める要件に該当すること。

イ　平成三十年揮発油軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ　平成十七年揮発油軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

第四十条の四第八項中「第九十条の十二第一項第一号イ」を「第九十条の十二第二項第一号イ」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　次に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ次に定める要件に該当すること。

イ　平成三十年揮発油軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ　平成十七年揮発油軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

第四十条の四第七項中「第九十条の十二第一項第一号ロ」を「第九十条の十二第二項第一号ロ」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　次に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ次に定める要件に該当すること。

イ　平成三十年揮発油軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ　平成十七年揮発油軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

第四十条の四第六項中「第九十条の十二第一項第一号イ」を「第九十条の十二第二項第一号イ」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　次に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ次に定める要件に該当すること。

イ　平成三十年揮発油軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ　平成十七年揮発油軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

第四十条の四第五項中「第九十条の十二第一項第一号ロ」を「第九十条の十二第二項第一号ロ」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　次に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ次に定める要件に該当すること。

イ　平成三十年揮発油軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ　平成十七年揮発油軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

第四十条の四第四項中「第九十条の十二第一項第一号イ」を「第九十条の十二第二項第一号イ」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　次に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ次に定める要件に該当すること。

イ　平成三十年揮発油軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ　平成十七年揮発油軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

第四十条の四第三項中「第九十条の十二第一項第一号ロ」を「第九十条の十二第二項第一号ロ」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　次に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ次に定める要件に該当すること。

イ　平成三十年揮発油軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ　平成十七年揮発油軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

第四十条の四第二項中「第九十条の十二第一項第一号イ」を「第九十条の十二第二項第一号イ」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　次に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ次に定める要件に該当すること。

イ　平成三十年揮発油軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ　平成十七年揮発油軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

第四十条の四第一項中「第九十条の十二第一項第一号ロ」を「第九十条の十二第二項第一号ロ」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　次に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ次に定める要件に該当すること。

イ　平成三十年揮発油軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ　平成十七年揮発油軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

第四十条の四第三十六項中「第九十条の十二第四項第一号ロ」を「第九十条の十二第四項第一号ハ」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　次に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ次に定める要件に該当すること。

イ　平成三十年揮発油軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ　平成十七年揮発油軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

第四十条の四第三十五項中「第九十条の十二第四項第一号ロ」を「第九十条の十二第四項第一号ハ」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　次に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ次に定める要件に該当すること。

イ　平成三十年揮発油軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ　平成十七年揮発油軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

第四十条の四第三十四項中「第九十条の十二第四項第一号ロ」を「第九十条の十二第四項第一号ハ」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　次に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ次に定める要件に該当すること。

イ　平成三十年揮発油軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ　平成十七年揮発油軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

第四十条の四第三十三項中「第九十条の十二第四項第一号ロ」を「第九十条の十二第四項第一号ハ」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　次に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ次に定める要件に該当すること。

イ　平成三十年揮発油軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ　平成十七年揮発油軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

第四十条の四第三十二項中「第九十条の十二第四項第一号ロ」を「第九十条の十二第四項第一号ハ」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　次に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ次に定める要件に該当すること。

イ　平成三十年揮発油軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ　平成十七年揮発油軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

第四十条の四第三十一項中「第九十条の十二第四項第一号ロ」を「第九十条の十二第四項第一号ハ」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　次に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ次に定める要件に該当すること。

イ　平成三十年揮発油軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ　平成十七年揮発油軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

第四十条の四第三十項中「第九十条の十二第四項第一号イ」を「第九十条の十二第四項第一号ハ」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　次に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ次に定める要件に該当すること。

イ　平成三十年揮発油軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ　平成十七年揮発油軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

第四十条の四第二十九項中「第九十条の十二第三項第一号ロ」を「第九十条の十二第三項第二号ロ」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　次に掲げる自動車の区分に応じそれ